

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月20日
【会社名】	株式会社 バナーズ
【英訳名】	BANNERS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 守屋 武
【本店の所在の場所】	埼玉県熊谷市石原一丁目102番地
【電話番号】	048(523)2018
【事務連絡者氏名】	総務部長 藤牧 由亘
【最寄りの連絡場所】	埼玉県熊谷市石原一丁目102番地
【電話番号】	048(523)2018
【事務連絡者氏名】	総務部長 藤牧 由亘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年2月20日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、日本ダブルリード株式会社（以下「日本ダブルリード」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本ダブルリード株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目4番11号
代表者の氏名	代表取締役 小林良子
資本金の額	50百万円（平成24年8月31日）
純資産の額	227百万円（平成24年8月31日）
総資産の額	355百万円（平成24年8月31日）
事業の内容	楽器の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年8月期	平成23年8月期	平成24年8月期
売上高（百万円）	648	592	571
営業利益又は営業損失（百万円）	12	0.5	26
経常利益（百万円）	18	9	9
当期純利益（百万円）	5	5	5

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年1月31日現在）

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社ハイタッチ	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社は、主として商業テナントの賃貸を行う不動産利用事業、連結子会社である株式会社ホンダニュー埼玉による自動車販売事業を展開しております。

不動産利用事業におきましては、近年の少子高齢化などの社会状況の変化や地域社会のニーズの変化に合致した、地域住民に愛され親しまれる生活密着型の店舗・施設作りやテナント誘致を推進いたしますと共に、こうした経営資源の利用効率の見直し等、慎重で着実なる施策を推進いたしております。

自動車販売事業におきましては、世界的な環境問題への関心の高まりなどを受けた自動車需要のトレンド変化に対応した事業展開を引続き積極的に行っております。

こうした取り組みにより、社会・経営環境の変化に迅速且つ的確に対応できる経営体制の構築を継続し、さらなる経営効率の向上を図り収益力の増大を図るべく、経営努力を継続しております。一方、地価の下げ止まり傾向は見られるものの、依然としてデフレからの脱却は道筋がみえず、賃料の値下げ圧力が存在することや、少子高齢化に伴い自動車市場の拡大等は難しく、当社の置かれた状況は今後厳しくなることも予想されます。

かかる状況のもと、グループとしての売上高や収益の安定性をより高めるべく、事業の多角化を検討してまいりました。それを具体化するために、当社はステークホルダー各位との相談等を鋭意行ってまいりましたところ、今般、楽器の販売において45年の実績と安定性を持った日本ダブルリードの100%親会社である株式会社ハイタッチ殿との折衝を経て、本株式交換により日本ダブルリードを当社の連結子会社とすることといたしました。

なお、事業の多角化につきましては、本案件の他にも当社グループの企業価値向上に寄与すると思われる案件を今後も見出し得るならば、リスク等を慎重に検証した上で前向きに取り組みたいと考えております。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を完全親会社、日本ダブルリードを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により当社の株主総会決議による承認を受けず、また、日本ダブルリードについては平成25年2月26日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けた上で、平成25年3月28日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

日本ダブルリードの普通株式1株に対して、当社の普通株式3.36株を割当て交付します。

本株式交換実施前において、当社は日本ダブルリードの株式を保有しておりません。

また、当社が保有する自己株式1,800,000株を本株式交換による株式の割当てに使用いたします。

なお、本株式交換の対価につきましては、日本ダブルリードの普通株式1株に対して、当社の普通株式3.36株を割当て交付します。ただし、日本ダブルリードの発行済株式数は1,000,000株であり、割当交付すべき自己株式数は3,360,000株が必要となりますが、当社の保有する自己株式の株式数（約1,800,000株）の関係上、あわせて日本ダブルリードの株主に対して日本ダブルリードの普通株式1株に対して当社の普通株式に代えて金105.428円（総額105,428,000円）の割合をもって割当交付します。なお、対価の一部を金銭とした理由は、対価として新株式を発行する方法をとった場合、さらなる株式の希薄化を招くこととなりますので、それを避けるためであります。

その他の本株式交換契約の内容

当社と日本ダブルリードが平成25年2月20日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株 式 交 換 契 約 書

株式会社バナーズ（住所：埼玉県熊谷市石原一丁目102番地、以下「甲」という。）と、日本ダブルリード株式会社（住所：東京都新宿区西新宿一丁目4番11号、以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲および乙は、本契約の規定に従い、甲が乙の株式交換完全親会社、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年3月28日とする。ただし、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第3条（株式交換に際して交付する株式および割当て）

甲は、本株式交換に際して、甲が所有する自己株式を、効力発生日の前日の乙の最終の株主名簿に記載または記録された乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式3.36株の割合をもって割当交付し、合わせて甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の乙の最終の株主名簿に記載または記録された乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、金105.428円（総額105,428,000円）の割合をもって割当交付する。

第4条（甲の資本金および準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、甲の資本金、資本準備金および利益準備金の額は増加しない。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

甲は、会社法796条第3項に基づき、本契約につき会社法795条第1項に定める株主総会の承認を受けず、本株式交換を行う。

2. 乙は、平成25年2月26日開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。

3. 本株式交換手続きの進行上その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、前項に定める臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理・運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第7条（本契約の変更および解除）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態・経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、第5条第2項に定める乙の臨時株主総会において本契約の承認が得られない場合は、その効力を失う。

第9条（協議事項）

本契約に定めなき事項、本契約締結以前に生じた事由が原因による不測の事態が発生した場合、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙およびその関係者は誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年2月20日

（甲） 埼玉県熊谷市石原一丁目102番地
株式会社バナーズ
代表取締役 守屋 武

（乙） 東京都新宿区西新宿一丁目4番11号
日本ダブルリード株式会社
代表取締役 小林良子

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

本株式交換に用いられる株式交換比率算定の公正性を期すため、当社については株式を上場しており時価が存在することから市場株価平均法による分析を行い、1株あたりの株式価値を67.54円と算定し、日本ダブルリードについては、同社は非上場企業であり時価が存在しないことから、当社と日本ダブルリードの双方が利害関係を有しない第三者機関（岡三証券株式会社）に算定を依頼し、その結果および日本ダブルリードの財務諸表等のデータを基に当社として検討した結果、純資産価額法による評価が妥当と判断し、1株当たりの株式価値を227.00円と算定いたしました。
両社は、この株式価値算定結果を参考にして協議を積み重ねた結果、本件株式交換における株式交換比率について（3）のとおり合意いたしました。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社バナーズ
(2) 所在地	埼玉県熊谷市石原一丁目102番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 守屋 武
(4) 事業内容	不動産利用、自動車販売、楽器販売
(5) 資本金	307百万円
(6) 決算期	3月末日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません
(8) 総資産	現時点では確定しておりません

以上